

# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設と使い道

## 1 森林環境税及び森林環境譲与税とは

"森林環境税"は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に国税として創設され、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が開始されています。

"森林環境譲与税"は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、都道府県及び市町村には地方公共団体金融機関の準備金を使って令和元年度から交付されています。

### 〈仕組み〉



## 2 森林環境譲与税の使い道

多摩市では、公共施設における木材利用促進などに活用しています。令和6年度は、譲与税の一部を活用し、関戸公民館の保育室に多摩産材を用いた木製遊具を設置しました。また、大径化が進む公園緑地内樹木の計画的な更新手法を検討するため、市民団体と協働したモデル事業に活用し、残りを「みどりと地球温暖化等対策基金」に積み立てました。



単位：千円

年度	森林環境譲与税歳入額	事業充当額	使途	基金積立額
令和2年度	11,762	0	みどりの基金へ積立て	11,762
令和3年度	11,820	11,820	複合文化施設等大規模改修事業	0
令和4年度	15,804	0	みどりと地球温暖化等対策基金（※）へ積立て	15,804
令和5年度	15,804	8,855	多摩市立中央図書館整備事業	6,949
令和6年度	17,036	7,704	公園管理経費、関戸公民館管理運営費	9,332

※令和4年4月に「みどりの基金」から名称を変更しました。